

議 事 日 程

平成30年10月12日（金曜日）午前9時30分 開議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて

専第10号 平成30年度東白川村一般会計補正予算（第4号）

日程第4 議案第55号 平成30年度東白川村一般会計補正予算（第5号）

日程第5 議案第56号 平成30年度東白川村簡易水道特別会計補正予算（第3号）

日程第6 議案第57号 財産の取得について

日程第7 議案第58号 工事請負変更契約の締結について

出席議員（7名）

1番 安江真治

2番 安保泰男

3番 安江健二

4番 今井美和

5番 今井美道

6番 桂川一喜

7番 樋口春市

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

村 長 今井俊郎

教 育 長 安江雅信

参 事 安江良浩

総 務 課 長 安江誠

村 民 課 長 今井明德

産 業 振 興 課 長 今井稔

地 域 振 興 課 長 桂川憲生

建 設 環 境 課 長 有田尚樹

教 育 課 長 安江任弘

保 健 福 祉 課 長 伊藤保夫

診 療 所 事 務 局 長 河田孝

会 計 管 理 者 今井英樹

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議 会 事 務 局 長 安江由次

◎開会及び開議の宣告

○議長（樋口春市君）

ただいまから平成30年第3回東白川村議会臨時会を開会します。

本日の出席議員は7名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付申し上げたとおりです。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（樋口春市君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第113条の規定によって、5番 今井美道君、6番 桂川一喜君を指名します。

◎会期の決定について

○議長（樋口春市君）

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日限りにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日限りに決定しました。

◎承認第3号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（樋口春市君）

日程第3、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて、専第10号 平成30年度東白川村一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 安江誠君。

○総務課長（安江 誠君）

それでは、資料のほうをごらんいただきたいと思います。

承認第3号 専決処分の承認を求めることについて。次の件について急施を要したので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。平成30年10月12日提出、東白川村長。

記1. 平成30年度東白川村一般会計補正予算（第4号）でございます。

おめくりをいただきまして、補正予算でございます。

専第10号 平成30年度東白川村一般会計補正予算（第4号）。平成30年度東白川村一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

(繰越明許費) 第1条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

以上、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。平成30年9月18日、東白川村長。
1枚おめくりをいただきまして、第1表 繰越明許費でございます。

4款衛生費、1項保健衛生費で、事業名が一般廃棄物対策事業でございます。

内容については、一般廃棄物収集車でございます。備品購入費でございます。1,000万円を翌年度に繰り越すものでございます。内容につきましては、この一般廃棄物収集車の購入につきまして業者選定を行い、入札を準備しておりましたところ、相次ぐ台風被害、台風による災害の発生が起りまして、製造メーカーのほうの車両の製造部品の調達がおくれる状況となっていることがわかりまして、年度内の完成が困難となったために、完成を31年7月に設定する必要が生じたので、関係予算につきまして繰り越しをしたものでございます。

また、契約がこの時期になりましたことにつきましては、当初、一般廃棄物収集車の運用について、白川町との広域での運用について検討を行っていたためでございます。白川町との協議結果につきましては、現時点では、収集曜日等の問題で広域での運用は難しいという結論になりましたので、単独での整備を行うものでございます。

なお、この補正予算につきまして、歳入歳出の予算の補正はございませんのでお願いいたします。以上でございます。

○議長（樋口春市君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、専第10号 平成30年度東白川村一般会計補正予算（第4号）を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、専第10号 平成30年度東白川村一般会計補正予算（第4号）は、原案のとおり承認されました。

◎議案第55号及び議案第56号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（樋口春市君）

日程第4、議案第55号 平成30年度東白川村一般会計補正予算（第5号）から日程第5、議案第56号 平成30年度東白川村簡易水道特別会計補正予算（第3号）までの2件は、補正関連により一括して議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 安江誠君。

○総務課長（安江 誠君）

議案第55号をお願いいたします。

平成30年度東白川村一般会計補正予算（第5号）。平成30年度東白川村一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ205万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億8,911万7,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成30年10月12日提出、東白川村長。

1枚おめくりいただきまして、2ページの第1表 歳入歳出予算補正の説明及び5ページの事項別明細書の総括の説明を省略させていただきまして、7ページの2. 歳入をお願いいたします。

2. 歳入。

9款1項1目地方交付税、補正額が191万9,000円でございます。説明で普通交付税でございます。収支のバランスをとるための予算でございます。

19款4項4目雑入、補正額14万円。説明のほうに行ってくださいまして災害見舞金でございます。

この歳入につきましては、特別警報が発令されました7月豪雨災害に対しまして、全国町村会及び議長会、県の町村会及び議長会からお見舞い金をいただいたものでございます。

次に8ページでございます。

3. 歳出。

2款1項5目財産管理費、補正額9万3,000円で、説明のほうに行ってくださいまして物件管理費で委託料、木造住宅耐震診断事業委託料でございます。これにつきましては、9月に発生しました大阪北部の地震によりますブロック塀の事故を受けまして、旧越原保育園及びわらべの里むくの建物の耐震診断をまず行わせていただきたいというものでございます。

7目で交通安全対策費118万8,000円の追加でございます。説明のほうで、交通安全対策費で工事請負費でございますが、カーブミラーの修繕設置工事で5カ所、それから防犯灯の修繕工事が1カ所、それからカーブミラー備品購入費でカーブミラーの機器でございますが、5カ所分でございます。台風21号によりまして、破損した施設の修繕でございます。備品購入費につきましては、修繕工事と分けておりますけれども、同じところのものでございますが、別発注したほうが有利だということで、そういう取り扱いにしております。

9款1項1目で非常備消防費で補正額が1万8,000円でございます。説明のほうに行っていた

きまして、消防総務費で報酬で出動手当が1万8,000円でございますが、12人分でございます。こちらのほうも9月4日台風21号対応に消防団のほうに出動していただいたときの費用でございます。

2目で消防施設費10万1,000円、消防施設管理費で需用費、消耗品費でその他消耗品となっておりますが、消火栓ボックス3カ所分でございます。防災訓練の折に地元要望がありました、西洞地区の消火栓の現在届かない住宅に対しまして、ホース延長で対応するために消火栓ボックスを購入するものでございますが、ホース延長での対応が可能かどうかということを防災訓練で実証していただきまして、圧力もあるということで延長して整備をして火災の対応に備えるというものでございます。

3目で災害対策費が、補正額が65万9,000円の追加でございます。災害対策費、需用費、消耗品費で65万9,000円でございます。裏のほうへ行っていただきまして9ページでございますが、防災備蓄品でございます。内容につきましては、こちらのほうも台風21号対策で使用しました避難所の非常食を補充するものでございます。水が100箱とそれから非常食20箱を補充して整備、次の災害に備えるものでございます。以上でございます。

○議長（樋口春市君）

建設環境課長 有田尚樹君。

○建設環境課長（有田尚樹君）

議案第56号 平成30年度東白川村簡易水道特別会計補正予算（第3号）。平成30年度東白川村簡易水道特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ105万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億5,925万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成30年10月12日提出、東白川村長。

2ページ、3ページの第1表 歳入歳出予算補正及び5ページ、6ページの事項別明細書は省略させていただいて、7ページをごらんいただきたいと思います。

2. 歳入。

3款1項1目繰越金、補正額105万5,000円。前年度繰越金でございます。

続いて8ページをごらんください。

3. 歳出。

3款1項1目施設維持管理費、補正額105万5,000円。維持管理費でございます。需用費で修繕料、曲坂浄水場自家発電設備修繕料でございますが、先般の台風21号のときに停電が長引きまして、その際、曲坂浄水場の自家発電装置を運転しておりましたが、その停電の時間が長引いたため、負荷がかかって故障いたしましたので、修繕費を計上いたしました。よろしく願いいたします。

続いて、使用料並びに賃借料でございますが、水道施設仮設電源設備借上料ということで、これも同じく先般の台風21号時に、五葉地域とそれから久須見集落にあります配水池へ水を送るための送水ポンプ場が停電により可動することができませんでした。それ用に急遽大型の仮設の発電機を

配備させて復旧に当たらせていただいたときの機械の借上料でございます。よろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（樋口春市君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

6番 桂川一喜君。

○6番（桂川一喜君）

ただいま説明がありました簡易水道特別会計についてなんですけれども、既に今の説明ですと、災害時に、この事案についてはもう既に発生がして対応もされているわけなんですけれども、予算の請求としまして、既に発生したものに対して専決で支出するのではなくて、あえてこの補正予算としてここに出されて、ここで議会で認めた上で支出をというタイミングで問題がないものなのか。これはあえて、既に終わってしまっている事例なので、専決で村長がなされてここへ提出されるべきものなのか、この辺の御判断というのはどういうふうになっているかちょっとお聞かせください。

○議長（樋口春市君）

総務課長 安江誠君。

○総務課長（安江 誠君）

議員おっしゃるとおり、本来なら事前に予算で準備して執行すべきものでございますが、何分台風災害ということで予測がつかないということで、後づけのような形になっておりますが、一応既設の予算で修繕料とかも見ておりますので、それで支払うことができるということで、実際緊急時には対応させていただいたということですが、できるだけ正確にというか、議員さんの皆さんにも説明ができるようにということで今回こういう形で出させていただきましたので、御理解のほどよろしくお願ひします。

[挙手する者あり]

○議長（樋口春市君）

6番 桂川一喜君。

○6番（桂川一喜君）

特別会計につきましては、今の説明で納得できましたが、今度一般会計のほうの災害対策費の部分なんですけど、今のお話ですと備品が一旦足りない状態、要は消耗。じゃあこの空白時間、このきょうの議会が終わって承認を得るまで購入されていないのか、さっきみたいに対策費に余裕があれば既に購入が終わって補充された上で今回の補正が出されているか、どちらの対応をなされているのかちょっとお聞かせください。

○議長（樋口春市君）

総務課長 安江誠君。

○総務課長（安江 誠君）

当初の備品の購入については計画がございまして、そちらで計画に基づいて購入していますが、支出が計画とは別に支出があったということで補充するというところでございまして、若干在庫が全然ないわけではございませんので、この予算をお認めいただいてから水、食料費については整備するというようにしてございます。

○議長（樋口春市君）

他に質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第55号 平成30年度東白川村一般会計補正予算（第5号）から、議案第56号 平成30年度東白川村簡易水道特別会計補正予算（第3号）までの2件を一括して採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第55号 平成30年度東白川村一般会計補正予算（第5号）から、議案第56号 平成30年度東白川村簡易水道特別会計補正予算（第3号）までの2件は、原案のとおり可決されました。

◎議案第57号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（樋口春市君）

日程第6、議案第57号 財産の取得についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

建設環境課長 有田尚樹君。

○建設環境課長（有田尚樹君）

議案第57号 財産の取得について。次のとおり財産を取得したいので、地方自治法第96条第1項第8号及び東白川村議会の議決に付すべき財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。平成30年10月12日提出、東白川村長。

記1. 財産の名称・数量並びに設置場所、名称、パッカー車、数量、1台、設置場所、東白川村神土平地内。2. 取得の目的、既設車両の老朽化に伴う更新取得。3. 取得の方法、指名競争入札。4. 取得価格、897万6,000円。5. 購入先、東白川村神土581番地8、今井自動車サービス、今井正英。

説明資料の1ページをごらんください。

今回契約をさせていただくパッカー車の仕様の概要を説明させていただきます。

1. 更新車両、3.5トン架装ごみ収集車1台。2. 車両種別、圧縮式押し出し排出タイプ（プレス式）。3. 車両総重量、8,000キロ未満。最大積載量2,400キログラム。4. 車台部、いすゞエルフ。その他、括弧の仕様のところは省略をさせていただきます。5. 積載部、極東開発プレスパック。圧縮式押し出し排出タイプ（プレス式）。6. 装備品、ドアバイザー、タイヤ歯どめ、足マット、スペアキー、ヘッダートレー装備。7. その他、現在使用しているパッカー車は下取り。以上となっております。

参考でございますが、今使用しておりますパッカー車については、平成20年7月に購入したものでございます。既に18万キロ走行しております、今までに排気ブレーキあるいは排ガス装置、それから積み込みゲートとか昇降盤等の故障をたびたび起こしておりますのでございます。下取り価格については、69万円となっております。

それから、パッカー車にいろいろ絵が描いてありますけど、今のところボディーの色あるいはデザインは、既存のものと同じものをというふうに考えております。

最後になりますが、このパッカー車の納期については31年7月31日というふうになっておりますのでよろしく願いいたします。以上です。

○議長（樋口春市君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

6番 桂川一喜君。

○6番（桂川一喜君）

今回の財産の取得の今読み上げられました明細の中で、読み上げを省略されました車体部の(9)のところにありますギアのことなんですけれども、ここもマニュアルとなっております。以前から僕は、消防車両については一定の不安を述べておりましたけれども、あれは消防団さんの判断でいだろうということでした。ただし、パッカー車につきましては、イベントのときとかは結構役場の職員の方も動かされる場合が結構あったかと思えます。そこで、約10年ぐらい、前のパッカー車を使われたということは、今度のパッカー車も簡単に考えて10年ぐらい使われるだろうと。そうなってくると、若手を中心にした役場の職員の方、行政マンの方が果たしてマニュアル車の免許を持ってみえるかどうかということ、ちょっと不安を感じるわけなんですけれども、この辺の判断等はいかがなものでしょうか。

○議長（樋口春市君）

建設環境課長 有田尚樹君。

○建設環境課長（有田尚樹君）

今、やっていただいております作業員の方は、マニュアルの運転ができる免許の方ということです。

御承知のとおり、オートマよりマニュアルのほうがいろいろと燃費がいいとかそういったこともありますので、今後これから契約をさせているものについても、作業員にお願いする場合は、いわゆるマニュアル免許を持っていただく方について、お願いをして作業をしていただくというような気持ちでおります。よろしくお願ひします。

[挙手する者あり]

○議長（樋口春市君）

6番 桂川一喜君。

○6番（桂川一喜君）

さっきの質問にちょっと入れておきましたけれども、イベント等のとき、結構職員の方が動かされている場合というのも結構あるわけなんですけど、その辺についての配慮についてはどうお考えですか。

○議長（樋口春市君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

10年先のことが不安という御質問かと思ひますけれども、職員、オートマチック車限定の免許を取ってきた職員がもしおったならば、この業務に従事させる場合は解除させるように、自動車学校等へ行ってもらって運転できるようにするというところで、多少そのときに経費はかかるかもしれんけれども、そのときの運転免許の補助をする云々はちょっと議論は先送りしますけれども、むしろ今、費用対効果のことを考えてオートマチック車じゃなくてマニュアル車を買いたいと、こういうことをございますのでお願ひいたします。

○議長（樋口春市君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第57号 財産の取得についてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第57号 財産の取得については、原案のとおり可決されました。

◎議案第58号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（樋口春市君）

日程第7、議案第58号 工事請負変更契約の締結についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

建設環境課長 有田尚樹君。

○建設環境課長（有田尚樹君）

議案第58号 工事請負変更契約の締結について。次のとおり工事請負変更契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び東白川村議会の議決に付すべき契約に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。平成30年10月12日提出、東白川村長。

記1. 契約の目的、平成30年度簡易水道機器更新工事。2. 契約の方法、随意契約。3. 契約の金額、変更前4,860万円、変更後5,996万8,080円。4. 契約の相手方、岐阜市東金宝町1丁目18番地、名三工業株式会社岐阜営業所、所長 松下健一。5. 工事の場所、東白川村神土・越原地内でございます。

説明資料の3ページをごらんいただきたいと思います。

資料ページ管内図の中に、それぞれの管内の水道施設が載せてありますが、その中で黄色い部分が既に契約をしてある部分でございます。曲坂水源の中の今回新たにピンクの部分、中谷配水ポンプ場、それから大口配水池の記載にあるそれぞれの機器等を新たに追加させていただくというものでございます。よろしく申し上げます。

○議長（樋口春市君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。ありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第58号 工事請負変更契約の締結についてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第58号 工事請負変更契約の締結については、原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（樋口春市君）

これで本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。

平成30年第3回東白川村議会臨時会を閉会します。

午前10時03分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員